
令和5年度北区子ども・子育て会議第2回子ども・子育て支援計画部会 議事要旨

[開催日時] 令和5年6月7日(水) 午後 6時30分～午後 7時44分

[開催場所] 北とぴあ15階ペガサスホール

[次第]

- 1 開会
- 2 子ども・子育て施策等に関する報告事項
 - ① 「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について
 - ② 「(仮称)北区子ども条例」に関する事項について
- 3 その他
- 4 閉会

[出席者] 石黒万里子 部会長 大河原はるか 委員 野上 智宏 委員
漆原 浩子 委員 鹿田 昌宏 委員 鈴木 将雄 委員
田邊 茂 委員 関口 泰正 委員 三田 理恵 委員

[配布資料]

| | |
|-----|---------------------------|
| 資料1 | ■次世代育成支援行動計画 |
| 資料2 | 5月の子ども・子育て会議部会での意見 |
| 資料3 | 「次世代育成支援行動計画」の体系 |
| 資料4 | 「次世代育成支援行動計画」の施策目標(赤字修正版) |
| 資料5 | ■子ども・子育て支援事業計画 |
| 資料6 | 子ども・子育て支援事業計画 掲載イメージ |
| 資料7 | (仮称)北区子ども条例の基本的な考え方(案) |
| 資料8 | (仮称)北区子ども条例アンケート(案) |
| 資料9 | 条例に関してこれまでの部会で出された主なご意見 |

【部会長】

定刻になりましたので、令和5年度第2回北区子ども・子育て会議、子ども・子育て支援計画部会を開会いたします。

初めに、本日は傍聴席を用意いたしました。皆様にもご承知おきいただければと思います。

さて、本日は皆様、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は令和5年度第2回北区子ども・子育て会議、子ども・子育て支援計画部会の会議となります。新型コロナウイルス感染症に関しましては、徐々に平時の状況に近づいてきているところですが、関係者の皆様におかれましては、引き続き感染予防策を取りながらも、子どもたちや子育て家庭の支援が止まることのないよう、今後とも皆様の力を合わせて取り組んでいってほしいと存じます。

さて、今回は、今年度第2回目の会議ということで、第1回に引き続きまして、様々にご審議いただければと思います。

それでは事務局から、本日の出欠状況と資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

それではまず、本日の出欠確認からいたします。

本日は欠席者0名で、野上委員が後ほど参加予定となっておりますので、出席9名というところで、定数の過半数を超えていますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、本日席上に配付しました資料の確認をいたします。

ホチキス留の資料1部、それから座席表1部、配付しています。

それから本日は、子ども・子育て支援計画2020と、北区子どもの未来応援プランの2冊の計画冊子をお持ちいただくようご案内しています。幾つか用意していますので、もしお手元にない方がいらっしゃいましたら、この場で挙手いただければと思います。

では、事務局からは以上です。よろしくをお願いいたします。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは次第の2番です。子ども・子育て政策等に関する報告事項ということで、①「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項について、事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

お世話になります。

本日もお忙しいところ、皆さんお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、資料のほうを説明します。

まず、事前配付資料の5ページをご覧くださいませでしょうか。2枚おめくりいただくと、よく見る横書きの資料3とついているものがあるかと思います。

度々、体系とそこの施策目標について、いろいろご議論いただいているところです。皆

様からおおむね了解いただけているところと認識していますが、子ども・子育て会議のもう一つの部会、未来部会にも今回、参考にお示ししたところ、右のほうは今現在の修正案になっているわけですが、(5)の個別目標③です。「男女が担う子育ての推進」ということで、「男女」という言葉はできるだけ使わないほうがいいのではないかとということで、修正案、性別による固定的な役割分担に「かかわらず」というふうに、前回この部会でお示ししたんですが、「とらわれず」のほうが適しているのではないかとといったようなご意見をいただきました。

前のほう、2枚お戻りいただいて3ページなんですけど、「かかわらず」「とらわれず」、なかなか言葉的にはすごく似ている言葉ではあるんですが、ただ、「とらわれず」の場合、資料中ほどなんですけど、「固定した価値観や考え方などに拘束されない」といったような、そんな意味もありますし、かつ北区の条例基本計画等でも、様々「とらわれず」という言い方をいろいろ、こういったケースで使う例もあることから、「とらわれず」に修正をかけたいなというふうに考えてございます。

そして、もう一つ、すみません。ページが行ったりあれなんですけど、資料7ページをご覧くださいませうでしょうか。

この施策目標5の一番最後の行でございませう。「さらに、性別による固定的な役割分担意識にかかわらず」といったような、これも「とらわれず」に変更するということが一つ。そして、「社会を推進します」という言い方に違和感があるというか、言葉遣いの問題なんですけど、なので「社会の実現を図ります」といったような言い方に改めて、これも言葉の言い回しの問題なんですけど、そういった言い方で改めさせていただければといったようなこととございませう。

ここまでで一旦、切りますか。

【部会長】

今、資料の4までご説明いただいたということで、よろしいでしょうか。

資料の1から4まで、ご説明いただきました。それでは、皆様から何かご意見等ありませんでしょうか。

今、ご説明いただいたことは、前回までの会議の議論を反映させていただいたということですね。

【事務局】

すみません。説明が足りなくて申し訳ないです。

7ページのところなんですけど、「社会の実現を図ります」の箇所なんですけど、庁内で検討したところ、「社会の実現に向けた取組を推進します」といった表現がよいということで、こちらに変更させていただきます。すみません。

【部会長】

分かりました。この7ページの。

【事務局】

7 ページの一番下ですが、「社会の実現を図ります」ではなくて、「社会の実現に向けた取組を推進します」という。

【部会長】

さらに変更予定ということですね。分かりました。

あとはいかがでしょうか。

今、資料 4 までご説明いただきましたが。それでは引き続いて、資料 5 からお願いしてよろしいでしょうか。

【事務局】

では、資料 8 ページをまず、ご覧ください。子ども・子育て支援事業計画になります。

その 8 ページ目には法的な位置づけ等について、お示しさせていただきました。この計画の内容については、国から指定がございまして、一つには教育・保育の提供区域の設定というのがございます。後ほど資料でお示しいたしますが、北区では過去 2 期の計画を策定してございまして、人口設定がおおむね 10 万人程度になること、また北区の成り立ちといいますか、地理的な状況から、保育及び放課後児童健全育成事業については、王子、赤羽、滝野川の 3 地区とし、その他の事業については、北区全体を 1 地域として、そういった区域設定をしてございまして、今回も同じような調整でよいかと考えているところです。

次に、幼児期の教育・保育の見込みと確保について、さらに国が指定する 13 の地域子ども・子育て支援事業といったものがあるわけですが、これが同じ 8 ページの下のほうにあるわけですが、これらが国からこういったものについて、見込みの量と確保方策、それぞれ示すようにといったようなことの指定がありまして、それぞれ計画を立案することとなります。

資料 9 ページに進みます。資料自体は大変難解なものになっているんですが、それぞれ量の見込みと確保については、昨年度に実施した意識・意向調査から算出すること、それが基本となっています。基本的には、国が定める算出についてそういった説明をこちらには記載してございますが、各自治体の実情を踏まえ、適切な補正を行うといったようなことと、そういったことも併せて定められているところです。

特に（1）の教育・保育の確保について、現在まだ精査できていませんが、意識・意向調査の値をそのまま横引いて国の式に当てはめた場合、ニーズの実態以上に過剰な確保が必要となる、そういった見込みです。

皆さんに報告はまだなんですが、今年度北区では保育園の待機児童ゼロを達成しています。と同時に、その一方で施設の空きというのも課題になってございます。そういったこともありまして、これまで計画策定時におきましてはニーズに対して、逆に供給量が足りない、足りない供給量をどう賄うかといったような視点を持って検討を行ってございました。確かに北区におきましては、今後も大規模な集合住宅の開発等も、そういったものも見込まれてございまして、適宜、待機児童を発生させない取組み、これも必要なんですが、こういった待機児も解消された状況などを踏まえますと、過度な施設の空きが生じることのないよう、ニーズの算定に当たっては、適切に補正を行っていきたいと考えてござ

います。数値に当たりましては、次回以降お示しする予定です。

次、10ページをご覧くださいませでしょうか。

10ページ以降は、具体的に冊子への掲載の案になります。基本、現行と同じような形を想定してございます。

10ページの項目1番です。子ども・子育て支援事業計画の考え方というのが、1というのが、すみません。白抜きになってないんで、見えにくいかなと思うんですが、2段落構成というのですか、1段落目があって1行空いて、2段落目、3段落目とつながっている。そんな体裁になっているかなと思うんですが、この2段落目です。「子ども・子育て支援事業計画は」から始まって、その項目の最後、「独自の計画として取り扱うこととなります」と書かれている文章があります。これが、現行の計画にはない追加の表記となります。

これは何を指すかと申しますと、国のほうでは、この子ども・子育て支援事業計画というのは、これは国の法定の計画でございまして、令和2年度から6年度というのが第2期。第3期というのが、令和7年から11年と。そういった計画期間が定められています。

その一方で区では、今回、基本計画等の見直しのタイミングを捉えまして、今回の子ども・子育て支援事業計画については、令和6年から10年度も計画期間としているということで、国の定めとずれが生じるような状況がございませう。

令和6年度については、国の計画の第2期に位置づけられ、7年度以降のものについては、次の期の計画に位置づけるといったようなことを想定していると、そういったことを、この段落では記載してございませう。

次に、2の区域設定のところにお進みいただけますでしょうか。

先ほど、王子、赤羽、滝野川、教育・保育の量の話と。あと保育の量の話ですね。保育及び放課後児童健全育成のこの二つの事業については、三つの区域、三つの区分けで、それぞれ必要量と供給量の見込みを立て、計画を策定したいといったようなことを記載してございませう。

次です。11ページについては人口推計ですが、こちらについては最新のものが令和3年に報告がありまして、次回以降、それらの具体的な値をお示しし、検討いただきたいと考えてございませう。

次に進みまして、12ページ以降です。

基本的には、こちらの12ページ以降についても、項目はそのままに、年次のみが基本更新されるといったようなこと。あと、この必要量等についても、今現在区内で見込みを立てて検討しているところです。次回以降お示しし、また皆様にご意見等を伺えればと考えてございませう。

それが33ページまで続くといったようなところです。

以上です。

【部会長】

今、資料の5と6についてご説明いただきました。

資料5、子ども・子育て支援事業計画と、資料6、子ども・子育て支援事業計画の掲載イメージということでしたが、この部分について、何かご質問や意見等はありませんでしょうか。

お願いいたします。

【委員】

教えていただきたいのですが、10ページの保育及び放課後児童健全育成事業とありますよね。放課後健全育成事業というのは、どういうことを指すのか、教えていただけますか。

【事務局】

ここで言います放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブ登録を指しているものです。

【鈴木委員】

今やっている放課後総合プランとは関連しないことですか。

【事務局】

失礼いたしました。

今、放課後子ども総合プランという形で、一般登録、放課後子ども教室と学童クラブ登録としてございますが、ここではプランを構成する一つの学童クラブ登録の部分を指してございます。

以上です。

【委員】

分かりました。了解です。

【部会長】

プランのうち、学童のことだけ。分かりました。

あとはいかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】

すみません。

一つだけ確認で、分からなかったんですが、この見込みの数字は昔のやつが乗っかっているだけで、これからまた新しいのが入れ替わるということによろしいでしょうか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先に進めてもよろしいでしょうか。今、次第の2番の①「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」に関する事項についてご説明いただいたと思いますが、②のほうに進んでよろしいですか。

【事務局】

ちょっと戻って、すみません。

【部会長】

お願いいたします。

【事務局】

では、すみません。2ページにお戻りいただいてよろしいでしょうか。

資料1という右上に書かれたものがありますが、こちらについても方向性というか、まだ、区のほうでいろいろ検討しているといったようなことのご報告にはなりますが、触れておきたいと思います。

資料1の次世代育成行動計画とはというのは、これは改めてで、基本的には任意の計画なんですけど、北区ではこれまで同様、子ども・子育て支援総合計画に位置づけて、策定を進めるといったようなことを書かせていただいています。

そして2番については、皆さんにもお諮りして、お示しのとおり部会をつくって検討しているといったような、検討の経過なんですけど、3番が新しいお話でございまして、「新計画の個別目標(主な取組み)に載せるべき事業」ということで、前回口頭で区長も変わりましたと、区議会の構成も変わりました。そんなことで、様々新しいものが出てくるかもしれないみたいな、そんな話を前回させていただいたのですが。

その中で区としても、課題とは認識しつつも、どうやって進めていったらいいかということが、なかなか難しい課題が幾つかございまして。まず、そこに書かれているものが主なものなんですけど、「出産から切れ目のない伴走型支援」といって、今現在ですと区役所の中では、妊娠しました、お母さんが体調不安なんです、そういったことについては、区の組織でいうと健康部というところに所管があります。一方、その子が生まれました、保育園に入りたいんですという、それは子ども未来部に聞いてくださいといったような形で、利用者にとって若干、そこで切れている。北区としてもいろいろ連携して、きちんとつなげられるようなことはやっているんですけど、まだ利用者の方にとっては、あっち行ったりこっち行ったりみたいな部分もあって、そういったところを一体的に寄り添い、支援につなげていくかといったようなところも課題になっていまして、その辺りの取組のこと。

ヤングケアラーの子どもと家庭の支援、こういったことも課題になっていまして、あと若者の支援、あと子どもの権利擁護・意見表明の保障、LGBTQの対応、あと自殺などですとか、あと医療的ケア児の話、その他いろいろありまして、そういったところを今後どうしていこうかというのは、今現在、これも庁内で検討しているところでございまして、

て、次回以降何とかお示しできたらなど、今検討を進めているといった状況だけ、ご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

【部会長】

ありがとうございます。

今、資料1の3番の赤字で書いてあります、新計画の個別目標（主な取組み）に載せるべき事業の案についてご説明いただきましたが、そうしたら、これはまだ案ということで、これからさらに検討していただくということですね。

ここに挙げられています出産から切れ目のない伴走型支援とか、ヤングケアラーの子どもと家庭の支援みたいな、そういった個別目標は、それぞれこの資料3の1から5のどこかに位置づいていくということですかね。（1）未来担う人づくり、（2）家庭の育てる力を支援、その施策目標と個別目標があって、そのどこかに位置づけていくという、そういう予定ですかね。分かりました。ありがとうございます。

委員の皆様からは、いかがですか。

よろしいですか。子どもの自殺問題というのは、本当に大事な課題であるとは思いますが、すごく難しいテーマですし、どのように取り組むのか考えさせられるものだと思います。この計画の中に含めていくときに、どういうふうに位置づけるのかなと思ったりもしたんですが、例えば（4）特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援とか、そういうところに位置づいていく。例えばですが、そんな見通しでよろしいですか。

【事務局】

すみません。後で補足があったらお願いします。

一つには、例えば（1）の⑤というところで、相談体制の充実とか、とにかく悩んでいる子どもの心を開いて、きちんと相談できる環境整備というのですか、そういったところなんか、まず一つ大きなところなのかなという思いはあるんですが、ただ、それだけでもやはり防げるものでもないので、ひょっとしたらいろんな分野にわたったことがあるのかなということで、いろいろ今現在、検討しているところです。

【部会長】

分かりました。一つの個別目標のどこかだけに当てはまるという、そういうイメージではないわけですね。一つのテーマに対して、この計画の中でいろいろなところからフォローして行って、そういうイメージでよろしいですか。

【事務局】

ひょっとしたら、本当にここだけに関連する事業は、例えば1の⑤に位置づけるというのも一つの考えですし、それ以上に、例えば有効な施策があれば、相談はあくまで再掲という形にして、ほかのところで、そっちのほうの項目のほうで位置づけたりとか、そういうこともあろうかと思えます。

【部会長】

分かりました。ありがとうございます。

委員の皆様からはいかがですか。

今、北区子ども・子育て支援総合計画に関する事項についてという、この①のところを確認させていただきましたが、それでは②のほうの「(仮称)北区子ども条例」に関する事項についてに進んでもよろしいでしょうか。

それでは、②のほうを事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

それでは、すみません。よろしくをお願いいたします。

では、子ども条例に関することです。基本的な考え方については、直前になって大変恐縮だったんですが、何とか送付できたんですが、アンケート(案)については、本当にいろいろ直前までこちらのほうでも考えたため、本当にすみません。本日席上配付ということで、資料を配付しています。両方行ったり来たりで、いろいろ説明になるかと思いますが、何とぞよろしくをお願いいたします。

では、まず事前配付資料の34ページのほうをご覧くださいませでしょうか。

基本的な考え方の案になります。赤字が主な修正箇所になります。

まず、全体構成のところです。34ページの下のほうの四角の中です。前回お示しした資料の中では、(4)の中に①から⑥という項目を設ける構成としてございましたが、基本、内容そのままに(4)から(7)に形上は修正を加えて、置き換える形としてございますが、基本、内容についてはそれほどというか、修正というのは大きくしてございません。大きな変更というのは、とにかく10を加えたというのが大きいところです。

前回、こちらの子ども・子育て支援計画部会では、子ども・子育て会議において、区が進める子どもの権利推進の取組について、子ども・子育て会議ですとか、あと権利擁護委員の意見を参考にする、それで、ただ、あくまで推進の責任の所在は区にあるといったような説明をさせていただき、そんなやり取りがあったのかなと、こちら認識しています。

未来応援部会のほうでは、また違った意見がございまして、最近こういった条例を制定した区では、権利擁護委員に加えて、やはり権利擁護委員が入ったり入らなかったりなんですが、学識経験者等により構成される権利委員会を設けて、区の取組についてきちんと検証を行っている、それをなぜ北区ではできないのかといったようなやり取りがございました。

意見を受けまして、私どもも、やっている自治体の認識がずれていた部分もございまして、当日すんなりと議論が進まなかったんですが、改めて、他自治体の状況等を見まして、少なくとも、そういった最近条例を制定したところでは、権利委員会をきちんと設けてやっている自治体もあり、それに倣ったほうが、より取組が推進するための体制整備としては、適切ではないかなと考え直すに至りまして、(10)を新たに加えた次第です。そこは非常に大きな修正だったかなと思ってございます。

その他、変更を加えた箇所では、この34ページから1枚おめくりいただきまして、36ページにお進みいただけますでしょうか。

36ページで言えば中ほどよりちょっと下です。(4)の①、家庭的という言葉の捉え方について、前回この部会でもいろいろ議論ありましたが、子どもが安心して過ごせるとい

ったような言い方に改めました。

また、次の37ページの(6)です。いじめをしないことについての義務というか、そういったことでの議論もあったんですが、お互いに尊重し合うといったようなキーワードもいただきまして、それをここに反映させたような形です。

次に38ページです。(9)でございまして、子どもの権利の普及に関する区の役割、これについては区の役割を補強したといったようなイメージです。

(10)については、お話しした権利委員会というのをきちんと設置して、子どもの権利の区を行う取組については、そちらのほうにもきちんとご報告を行い、いろいろご意見いただきながら、より力を入れて推進しようということです。

次に、本日お配りした資料のほうに進んでもよろしいでしょうか。

【部会長】

お願いいたします。

【事務局】

子どもたちへのアンケートです。前は、この部会でいろいろ検討するために、いろいろ区の思いですとか、あえて人によっては懸念と捉えられてしまうのではといった点について、いろいろ書き連ねていたんですが、今回は、ほぼほぼ子どもたちに問いかけを行うことを想定した体裁としてみました。ただし、実際には分かりやすいようにイラストをふんだんに活用するほか、特に小学生向けには表現を分かりやすい形にする工夫、こういったことは適宜行っていこうと考えてございます。

なお、このアンケートについては区立小・中学校の校長会にもお示しいたしまして、何とか子どもたちが子どもの権利等について、一定のご理解をきちんといただいた上で、積極的に回答を寄せてもらえるような、そんな形について、今ご意見をいただく、その手続を行っています。

その他、区議会にも報告し、意見聴取を行う予定ですので、必ずしも子ども・子育て会議の各部会でいただいたご意見にかかわらず別方面からの修正がかかることについては、何とぞご理解いただければと思います。

課題について説明します。

基本的な設問といたしましては、前回お示ししたものと同様としてございます。

まず問1ですが、条例の名称です。前は三つ目の選択肢として、その他、何かほかにあればなんてことで、権利と未来のほかにそんな欄を設けましたが、この段階で新たな欄を調査し、選択の幅を広げても、ある部分混乱させるだけなのかなといったような懸念もありまして、削除して2択でもいいのかなとも考えたんですが、改めて子どもたちからの今でもらった意見、いろいろ見渡してみますと「幸せ」という言葉も一つ、条例の名称としてのキーワードになるのかなといったような思いに至りました。また、アンケートを2択にした場合、どうしてもギスギスしてしまうというか、そんなところもあるのかという、そんな感じもあったので、三つ目「幸せ」というものも加えようかなといったようなことです。

なお、前回、私この件について説明したときに、区議会から以前「家庭」という言葉を

盛り込んでやっているというような意見があって、ひょっとしたら加わるかもといったような説明をいただきました。もし、また今回こういったアンケートの取組について区議会に報告を予定していますが、区議会から改めて、「家庭」はどうしたんだなんて言われた場合に、私としては、基本区といたしましては、様々な意見、確かに「家庭」というご意見は以前にもいただきました。皆さん、子ども・子育て会議、子どもたちに問いかけました。ただ家庭という意見、あまり出てないんですよと、正直あんまり支持が得られていないんですよと。なので、区としては加えたくないですといったような、そういった、まず説明をさせていただこうとは思ってはいるんですが、ただ、いわゆる条例の議決権を持っている区議会の方が、真っ当な理由で、検討の一つとして意見を言われた場合には、やはり選択肢に加えることもあり得るのかなといったようなことで、それについては何とぞ、そんなことをご理解いただければありがたいかなと思っています。

次です。問2に進みます。

二つ目として、前文の体裁とキーワード、これについて問いかけをということです。

前文ですが、前回と同様の選択肢が三つです。そして、前文に盛り込んだほうがよいと思う文言、キーワードということですが、この(2)の問いなんですが、ぜひぜひ積極的に寄せていただきたいかなという思いもあるんですが、ただ、なかなかその前文のキーワードと聞かれて、ぽんと出てくるかなという難しいのかなという思いもありまして、これとは別に、当日資料の5ページですね。

すみません。皆さん、5ページまで進んでいただくと、問4で、「あなたが一番幸せを感じるのは、どんなときですか」という、これでしたら非常に答えやすい質問かと思っています。こういう中から、子どもたちに必要な環境整備というか、そういったヒントが出てくるのかなということを改めて思いまして、問4みたいなことも、例えば(2)でいろいろ答えられない子でも、問4のほうで答えていただけるような、そんな形もできるのかなということで、今回そういった案を提案させていただきました。

次です。三つ目です。問3で、子どもの権利についてです。資料の4ページです。4ページの問3です。

前回、二つの部会の議論では、例えば芸術文化、特にこの部会では芸術文化に関する権利などを一部盛り込むことが不要ではないかといったような、まず一つご意見もいただきました。また、子どもたちが、これは主に別のほうの部会、未来応援のほうの部会なんです、子どもたちに対してそれぞれの権利、必要ですか、どうですかという問いかけをしたところで、なかなか子どもたちが要不要を判断するという問いかけも、難しいのかなというか。それをもって、例えば子どもたちがそう言ったからといったようなことで、入れる・入れないを進めていくというのもどうなのかなといったようなご意見もありました。

ただ、今回子どもたちに、子どもたちが本来持ち合わせる様々な権利等について、きちんと認識していただく絶好の機会であると捉え、前回ここの部会では、特に重要と考えているものを幾つか選ぶ、そういったような聞き方もあるのではないかなというご意見もいただいて、そういったことで、特に重要なものを幾つか選んでいただくような形式を、問いかけを行い、それらを参考に区として、責任を持って条例の掲載の要不要を判断する形にしたいと、そういったことで今回は案を作成してみました。

それぞれの選択肢のほうの説明に入ります。

引き続き、4ページの下のほうです。①、②、③、④、⑤、⑥、⑦とあります。

①については、休む権利といったような、そんなようなご意見があつて、休むではなくて、例えば逃げ出せる権利というか、苦しいこと、どうしても我慢できないことを逃げ出せる権利なんていうことで表現を直してはどうですか、そういった考えもどうですかなんてお示ししたんですが、皆さんのご意見もいただき。あと区のほうでも改めて、どういった表現がいかをいろいろ検討したんですが、やはり休むことができる権利というのは、子どもたちにとって分かりやすい表現なのかなと。そういうことに思い至りまして、まずはこの案を、言い方に改める形というのを提案したいと思います。

②、③については、基本前回と同様です。同じような言い方で、表現は変えてございません。

④から⑥についても、いろいろ懸念材料といいますか、こんな権利を持ち込むとこういうことにつながらないかなとか、子どもたちが拡大解釈しないかなみたいな、そんなような、あえてそういった考え方をお示したところなんですが、皆様のご意見等をいただきまして、分かりやすい形で、このような形で問いかけを行ってみたらどうかといったようなことです。

⑤ですが、前回は中野区の例を参考に、「発達に応じて」といったような言葉を添えさせていただきました。発達に応じてプライバシーが尊重される権利といったようなことですが、北区の内部で検討したんですが、小さい子どもでもプライバシーというのは当然に必要なものなので、あえてくっつけなくてもいいんじゃないかという、そんな意見がどうかといえば北区の中、この区役所の中では優勢だったのかなと思ひまして、一応そんなことでの案をお示ししてございます。

次に、⑥です。⑥も違う表現を前回はお示ししたんですが、こちらのほうも失敗してもやり直すことができる権利というのが分かりやすいかなといったようなことです。

最後の⑦ですが、他自治体の条例等を改めて見直すとともに、区が行っている子育て施策、あとは現場の教育・保育の取組、やはり子どもたちにとって遊ぶというのは非常に大事なことかと思ひます。これをぜひ権利として位置づけて、遊ぶこととか。あとこれは私の本当に個人的な思いとして、遊ぶというと、例えば大人が遊び方を示して子どもたちにそのとおりに遊ばせるということも多々あるんですが、そうではなくて、ぜひ子どもたちが望む遊びというんですか、自分が主体で選択して、そういう遊びが展開できることが、子どもの権利なのかなと思ひて、そんなことを条例に位置づけることで、推進されていくといいのかなと、そんなことを考えて七つ、入れてみました。

問3の中ほどのところにある星印の表のところなんですが、子どもの安心・安全、子どもの意見表明、いじめ対応、このようなどころについては、もう既に載せない、当たり前というか、当然にといったような思いがありまして、あえて子どもたちに選ばせることは考えてはいないんですが、ただ、例えば子どもたちに問いかけることで必要性について認識できるのではと、そういったような考え方ができるのかなとも思ひました。ただ、そうすると、この七つとこの七つで14の選択肢があつて、十四つの中から例えば五つ選びなさいとか、三つ選びなさいとか、なかなかそれも答えにくいのかなということで、やはり答えやすさ等がある程度配慮する形になると、どうかといえば、今回子どもたちには、子ども条例としてはある部分、オリジナリティの高いといいますか、そういった選択肢の七

つについて問いかけを行う形。ただ、こっちの子どもの貧困防止等も重要なことなので、そういったことが大切なんだよということについては、伝わるような形のアンケートをやっていると思います。

以上、長くなりました。以上です。

【部会長】

今、資料7と8についてご説明いただいたかと思います。

北区子ども条例の基本的な考え方（案）と、北区子ども条例アンケート（案）ですね。資料9に関してはまた別でよろしい……。

【事務局】

すみません。ぜひ、資料9についても触れるべきでした。

資料9については、二つの部会を5月に、それぞれ1回ずつ開いていただいて、そこで出た意見です。議事録の確認等がまだできていませんので、誤解のないようにということ、キーワード的なところで書かせていただいておりますが、お互い、それぞれ違う場で同じことについて議論いただいているものですから、そういったものの参考にとということで、まとめています。

この下線を引かせていただいている部分なんですけど、それぞれの部会の中で、全員が全員これで一致した意見というふうには捉えてはいないんですが、多くの方にご指示いただいた意見なのかと、事務局のほうで認識した部分の意見については、下線を引いていると。そんな状況です。

【部会長】

以上でよろしいですか。資料9も。ありがとうございました。

それでは今、資料7、8、9と子ども条例に関することをご説明いただきましたが、委員の皆様からご質問やご意見はいかがでしょうか。

よろしいですか。

前回との変更点としては、子ども条例のほうは、(10)権利委員会を新しく与えたということですね。この権利委員というのは、(8)の権利擁護委員とはまた別のものとして、前回議論になったところですが、続けるということですね。

【事務局】

一応補足をしておきますと、先行他区、他自治体の場合、権利委員会にその権利擁護委員を含む自治体もあれば、含まない自治体もあります。私は何か含んだほうがいいのかないという思いもあるんですが、何か任命される方によっては、なかなかそういった会議のご都合をつけるのが難しいという方なんかもしらっしゃるみたいで、私は何かそういった子どもたちの相談をじかに聞いて、様々な関係機関に働きかける方々というのが、いわゆる権利擁護委員なので、そういった方が、その権限擁護委員会のメンバーに入って、いろいろご意見いただくのもいいのかなと思っていますが、委員構成についてはちょっと。ただ、その方に加えて、さらに学識経験者ですとか、そういった第三者的な見地から区の

取組について、いろいろ検証し、ご意見いただける方にも委員として加わっていただいて、しっかり委員会として立ち上げるということは考えています。

【部会長】

ありがとうございます。

その委員の構成については、これから検討していただけるということですが、基本的に権利擁護員というのは、どちらかというとなんか個別の子どもたちに近い形で相談などを受けて対応していく委員ということで、権利委員のほうは、もう少し大局的に区の子どもの権利関連の取組について全体的に検証していくという、そういうイメージですね。ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。お願いいたします。

【委員】

前回の会議のときも、権利委員会のことに関しては言って、実際に、子ども権利委員会を含めていただいてありがとうございます。また、こういうのをつくるのは大変かと思うんですが、本当にありがたいと思っています。

あと、先ほどもう一つ、決定機関は議会であって、家庭という言葉を使うかどうかという、そこら辺に関しては、我々もここは提言する場合であって、最終的決定はやっぱり議会なんだというのはちゃんと分かっていますので、我々の「家庭」という言葉に対することのいろんな意見があったということを議員辺りにお伝えいただいて、その上で決議していただくことは、それは問題ないかと自分は思っています。

あと、もう一つ、先ほどアンケートの中の問3のところなんですが、上のほう、この7項目に関してはもう、いわゆる問いかけるまでもなく、もうこれは全て入っているんだよというので、この7項目を挙げていただいて、その上で、この下の7項目のうち、最も重要だと思うのはどれでしょうという、多分問いかけだと思うんですが、これを見たときにそれが分からなくて。例えば、上のその七つとは別に、またほかに重要だと思うものというふうにしておかないと、多分これ、アンケート、上のところの下の部分とか、よく分からないのかなと思ったので。いわゆる、この上の7項目は・・・、それ以外にみたいな感じで入れてあげたほうが、この下は分かるのかなと自分としては見て思ったので、問いの仕方を検討していただければと思います。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。お願いいたします。

【事務局】

確かに、おっしゃるとおりで、そうですね。確かに（1）の設問としては不親切な形かと思うので、ぜひ子どもたちが答えやすい形で検討してまいります。ありがとうございます。

【部会長】

今、資料の7、8、9に沿ってご説明いただいたところです。北区子ども条例（案）についてご説明いただきましたが、ほかに委員の皆様から、ご意見やご質問等いかがでしょうか。

お願いいたします。

【委員】

今回のアンケートが、区立小・中学校となっているんですが、区に住んでいる私立小・中学校に通っている子どもたちにも、このアンケートをぜひ答えられたらなと思ったんですが。例えばそのQRコードを何かはがきなどで送って、GIGAスクール端末以外からも答えられるようにしたりですとか、何か今、私立の小・中学校に通うというのは、別に特別というわけではないと思うので、そういった子どもたちにも答える、何か機会があればいいなと思いました。

あと、資料9の4の（2）の文化芸術権に関してなんですが、こちらも条例に私は盛り込むべきだなと思いました。結構、文化芸術活動とかをいまだにあまり理解してくれないとか、ぜいたく品とか、無駄だと思っている保護者の方がまだいるんだなというのが、児童館とかでほかのお母さん方とお話ししていて、思ったりもしていて。例えばブックスタートとか、すごいすばらしい取組をしても、うちは子どもに本を読ませたことないわみたいな感じのお母さんとかも結構いたりとかして、でも、そういった文化芸術的活動とか、そういったものに親しんでいた子たちは、やっぱり作品の背景とかを理解しようとするので、私たちの世代より、より多様性を含んだ、他者と関わるが多くなっている子どもたちにとって、背景の違う相手を理解したり、受け入れることが当たり前になっていってほしいと思うので、やっぱりこういった文化芸術活動も子どもの権利であるというのを条例に盛り込んでほしいと思いました。

以上です。

【部会長】

ありがとうございました。

【事務局】

私、本当にさっき手を挙げたのが気が気じゃなかったのは、本当、野上委員が来てくださればよかったと。前回もこの件については委員からも意見をいただいていたんで、いらっしやらないのに進んでしまうのも心苦しかったので、ぜひこの後ご意見をいただければありがたいかなと思っています。

私としては、どうかというと、あえて前回は不要論者も、論者という言い方もあれなんですけど、不要だという意見も聞いたことがあったので、それをあえて強調するような形で、皆さんに提言して、その中で必要とか、例えば表現の修正とか、そういったことについてご意見いただきましたかったというのが本音だったんですが、今回、実際に触れて親しむとか、子どもたちにぜひ問いかけて、そういったことの重要性とか、そういうのもぜひ聞いてみたいなというふうに思った次第です。

次に、私立小・中学校につきまして、これはもちろん当然、区では今G I G Aスクール端末というのを入れて、そういった一人1台端末が導入することで、生徒や学校の負担にならずに実施できたということがありますので、じゃあ私立はどうなのかということはありませんが、ただ、協力を呼びかけるというか、そういったことはやっぱり区として怠けるわけにはいかないのかなと思う、頑張ります。実際どこまでできるかは、相手次第のところもあるので、努力はします。

【事務局】

ありがとうございます。

そうですね、確かに私立の小・中学校に行っているお子さんもいらっしゃるという中で、今どんなやり方ができるのかなというのは、少し事務局で考えさせていただきたいとは思ってはいるんですが、例えば北区民というふうに限定すると難しくなる場合はあるかなというように思っていて、例えば国内の私立の小・中学校とか、そういったやり方ならあるのかなと、今、思ったりはしています。ただ、実際どうかというところもあるので、ご意見として伺っておいて、少し事務局の中でどんな対応ができるかは考えさせていただけたらなと思っています。

【部会長】

それでよろしいですか。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございます。

ほかには、ご質問やご意見、いかがでしょうか。

アンケートですが、前回の会議で回収率を上げられるということ、すごく課題に出たかと思いますが、このアンケートについては、そういった回収率を上げるような工夫といたしますか、何か・・・ありますでしょうか。

【事務局】

これとは別に、区立小・中学校さんにお問い合わせするときには、このQRコードをパソコンで読み取って、ぜひアンケートに進んでくださいというチラシを作るんですね。そこに、いかに興味関心を引いてもらうか、このアンケートをすることで、もう皆さんの意見を集めることで、その条例が血の通ったものになるというか、そういった子どもたち自身の思いをきちんと受け止めて、この条例に反映させて、そうすることで子ども中心の、子どもにとって住みやすいまちというか、そういったものの実現につながるというんですか、あまりうまく説明できなくて、ごめんなさい。

そういったところが、つまり自分たちが答えることによって、役に立つんだということがきちんと伝わるような、そういった呼びかけをするというか、そういったものが届くよ

うな形、それをお金をかけてやるのは、手作りということではなくて、いろいろ民間の方の斬新なデザインとか、そんなことも取り入れながら、そういったものにしていききたいなと思っています。

【部会長】

説明の紙には、これということですが、これはあれですよ。学校で授業なりホームルームなりの時間に、時間を取ってやってもらうというわけではなくて、その案内文を配って、好きなときに回答してねという、そういう形ですよ。そういうふうに学校でお時間を頂戴するわけにはいかないということですよ。みんなで一斉に答えるような形で、難しいということですね。

【事務局】

この程度のアンケートだったらまだというのはあるんですが、やっぱりアンケートは、例えば本当に今、学校もいろいろ気を遣うようになっていて、それこそプライバシーというのですか。例えば子どもたちが、「おまえ権利何にした」とかという、そういうことがあったらいけないみたいな、そういうのもあって、できるだけ学校内で逆にやるのが。前回のアンケートなんか特にそれで、例えば「あなたはヤングケアラーに該当すると思いますか」なんて、そんなアンケートしているんですね。そういうときに隣の子がのぞいて、「おまえ何」とかいうことになったらいけないという逆に、だから、学校内ではやらないでくださいみたいな、だけど家ではちゃんと答えてねというような、そんなことでやっているのが今、学校では基本的な取組の型になっているのかなということ、私も前回のアンケートで学んだところなんです。もし何か補足あれば、先生ごめんなさい。

【部会長】

委員、もしよろしければ。

【委員】

アンケートのほうの作成をいろいろ工夫していただいて、ありがとうございます。

アンケートの実施について、やはり各小学校、様々いろいろな状況がありますので、全体にそろっていくのはなかなか難しいところかなと思っています。

これを読んで思ったところは、やっぱり時間がどれぐらいかかるかなというのを、少し時間の目安みたいなのも入れていただくと、子どもたちも答えやすいのかなと思ったのと、それから、全部絶対に答えなきゃいけませんではなく、分からないところは抜かしてもいいですよ、でもできるだけ答えてくださいというような形にいただくと、子どもたちが答えやすいかなと思ったところです。どうぞよろしく願いいたします
以上です。

【部会長】

よろしく願いいたします。

【事務局】

自由記述じゃなくて選択式が多くて、とても短い時間で答えられるアンケートですということは、もう、全面的に載せてという指示を出しているの、恐らくそうなんです。ただ、そうですね。答えられるところ、答えられないところは無理しなくてもいいんだよというのは、すごい重要な呼びかけだと思うので、ぜひ、そんなメッセージが伝わるようなのをやりたいと思います。ご意見、ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

問3の聞き方ですね。先ほども少しお話が出ていましたが、すごく大事な、全部大事なんですが、やはりこれポイントになる設問かなと思うんですね。この(1)ですが、最も重要だと思う権利とありますが、権利はもともと、それぞれ重要なものであって、ただ、その子にとって何が大切なのかというところを聞くのかなと思ひまして、最も重要だというと、なんか一般論として、どれが優先かみたいに読めるんですが、せつかく子どもたちに直接聞くわけなので、「あなたにとって最も重要だと思う」とか、そうした当事者的な感覚で答えてもらうほうが答えやすいのかなという気がしましたが、いかがでしょうか。

【事務局】

別に、そうですね、子どもたちに何か、いわゆる社会通念上の・・・が一番というか、世の中ではどれがというようなことではなくて、子どもたち一人一人がどう思うかについて、やはりこういう機会ですから問うて、純粹にそういったものを受け止めて、参考にしたほうが良いと思うので、ぜひそういった形で問いかけたいと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

あとはいかがですか、委員の皆様。

例えば、問4「あなたが一番幸せを感じるのは、どんなときですか」と、すごくこの中ですごく答えやすい設問で、確かにこうした問いへの答えを通して、逆にこの条例について考えるきっかけになると、確かに思いました。

そこで、例えば一番幸せを感じる時、ご飯を食べているときとか、友達とおしゃべりしているときとか、そういった答えが出てくるのかなと思ったりするんですが、それもできる範囲でこの条例に生かしていくということ、例えば前文にそういったニュアンスを入れるとか、そういったことですよね。先ほど、前文に盛り込んだほうがよいと思う文言、キーワードは答えにないかもしれないが、この問4だったら多分答えやすいので、ここに出てきた発想を前文に生かしていくという。分かりました。ありがとうございます。

【事務局】

例えばどうなんですかね。イメージとして、例えば前文に「私たちは食べるのが大好きです」「友達と仲よくすることが大好きです」「私たちは何とかが大好きです」とか、何

かそんなのをつらつら書くのもありなのかなとか、そんなイメージではいたんですが。

【部会長】

でも、分かりやすいという点では、逆にいいかもしれないというか。

【事務局】

何か私がこうやって言っちゃうとあれかな……。

【部会長】

まさにこの前文の形式も、区の思いを書くのか、あるいは子どもたちのメッセージを発信するような形にするのかというところとも関わって、どういうふうに生かしていくのか、楽しみなところですよ。

お願いいたします。

【事務局】

ここの「幸せを感じるのはどんなときですか」というところで、どんな答えが出てくるのかというのは楽しみなところもあるんですが、この条例をつくって、条例が本当により多くの方々に浸透することによって、子どもたち自身が幸せと思っているような状態が達成できるまちなになっていく。何かそんなことを前文とか、目的に入れられるのか分からないですが、その辺りで感じられるようにしていきたいなと思っています。

条例を制定することによって、どうなっていくのかというのが、少し想像できるのかなと思いますが、そんなことを踏まえて質問してみたいなと思ったところもあります。

【部会長】

私も、この中だったら一番回答が楽しみなところだなという気はいたしました、それをうまく条例に反映していけたらいいなと思いました。

ほかに委員の皆様はいかがですか。お願いいたします。

【委員】

アンケートの件については、私としては非常にありがたいなと思いました。ありがとうございます。私の意見だけ受入れていただいたと思っていけないんですが、私、個人的にはすごく分かりやすくなりました。

感想みたいなんですが、問4は何のためにあるのかなと、私、実は読んでいて分からなかったんですが、それを前文に生かすと、そういうふうになって腹落ちしました。ただ、まとめるのは難しいかなと思うんですが、その方向性は非常に私は賛同します。

以上です。

【部会長】

それについては、よろしいですか。

後はご質問やご意見等、いかがでしょうか。

【委員】

アンケートの回収は結構大変だと思うんですよ。今日も学校の健康診断に行ったら、健康調査票の丸でさえ、結構みんなつけてこない子がたくさんいて、やってと言っても子どもたちはなかなかやってくれないので、いかに興味を引くかというのがとても大事だと思うので、ぜひとも頑張ってください。よろしくお願いします。

【事務局】

関係の職員でしかと受け止めます。

【部会長】

委員、お願いします。

【委員】

私も子どもたちが、どれだけ回答してくれるかというのにすごく注視しているというか、今の子どもたちは紙からの情報を読み取る力がすごい弱いというか、何か目からすると落ちていくというか、何か紙で配られる、目を引くようにとおっしゃっていたんですが、こども家庭庁が今、「こどもいけんぷらす」という形で、子どもたちからの意見を集めていると思うんですが、何かその意見を集めるのに、ユーチューブのショート動画で、「こどもいけんぷらす」は何か、どうやって参加するのとか、何かすごい簡単な動画をショートで挙げていて、何かどうやって自分の意見を言えばいいのとかを、簡単にすごく子どもにも分かりやすく伝えていて、結構やっぱり児童館のボランティアとか行っても、何かみんなショート動画とか大好きで、その話題とか、やっぱりこういうのが子どもたちにうけているんだなというのがあったので、何かこういう取組もいいのかないかなと思いました。

以上です。

【部会長】

いかがでしょうか。

【事務局】

確かに意見募集のショート動画というのもいろいろ考えたんですが、ただ、並みいる人気ユーチューバーとかに並んだときに、負けるだろうなというのは思いつつ。

ただ、例えば子どもたちからの意見ですごく多いのが、条例をつくった後の普及については、確かに出張授業とかも大事なんですが、そうじゃなくて、例えば、みんなダンス動画というのを言うんですよ、すごく。権利について、例えば「権利」と叫んだ後に、権利未来何とかとかというキーワードをつくって、それに対して何か、ごめんなさい、つくることも・・・ないんであれなんです。そういったところではぜひ、楽しく普及活動ができるかと思うので、そういった・・・でやってみたいと思います。

【部会長】

ありがとうございます。

アンケートを取って終わりじゃなくて、その条例自体をどうしていくかということも同じく課題ですので、子どもに合った周知の方法をぜひ検討していただきたいと思います。ほかにはいかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは、最後に進んでよろしいですか。

【事務局】

あと最後だけ、すみません。できれば、このアンケートなんですが、夏休みに入る前、やっぱり夏休みに入ってからですと、なかなか紙を配ってという、できるだけ学校がやっている期間で実施ができればというような、そんなことであれしているのです。例えば今度の親会、子ども・子育て会議のほうで、こうなりましたみたいな形ではなくて、いただいたご意見などを踏まえて、ごめんなさい、実際にやっていますみたいな、次回そんな報告になるかなと思っているので、そういった手続で進むことについては、何とぞご理解をいただければと思います。

【部会長】

分かりました。少しでも回収率が高そうな、回答率が高い時期に実施していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第の3番に移りたいと思います。次第の3で、その他ということですが、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

では、事務局から最後、連絡事項になります。

次回の子ども・子育て会議の日程、メールでご案内しているところですが、今日この場でも念のため、お知らせいたします。

次回、子ども・子育て会議ですが、7月24日になります。18時30分から、ここ、北とびあpegasusホールになります。詳細日程については、改めてご通知等で送らせていただきますので、お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

もう一点ですが、現在、子ども・子育て会議、第5期委員ということで、皆様ご審議いただいているところですが、第5期委員の任期が今年の7月31日までとなっていて、公募の委員について、第6期の公募の募集を本日からホームページ等でもアップいたしまして、現在ご参加いただいている公募委員の皆さんも当然ご応募することが可能ですので、また引き続きのご審議いただくことご希望がある場合などは、またご応募いただければというふうに思っています。

では、事務局からは以上になります。

【部会長】

ありがとうございます。

回りの会議は7月24日であるということと、今の5期のメンバーでは、回りの7月24日が最後の会議という形でしょうか。

8月からは第6期ということで、もしかしたら少し委員の方々、メンバーが変わるかもしれないということですね。ありがとうございます。その点について、何かご質問等はありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

予定より早いですが、閉会してもよろしいですか。何か補足事項ですとか。

【事務局】

いつもが長過ぎて、本当に申し訳ないというのがあれなんで、この内容であれば、別に1時間ちょっとで終わる会議というのは妥当なところでもあろうかと思えますので、本当にすみません。別に発言が、・・・いろんなことをおっしゃっていただくのもありがたいんですが、今日は今日ということで。

【部会長】

分かりました。

それでは委員の皆様、ありがとうございました。本日の子ども・子育て会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。